

ヘルメット 命のお守り 忘れずに

～自転車を安全に利用しよう～

自転車利用者が守るべき最も基本的な自転車の交通ルールとして、「自転車安全利用五則」がまとめられています。

自転車の交通違反は重大な事故に繋がる可能性があり、自転車を安全・安心に利用するため、自転車安全利用五則を守ることが大切です。

自転車安全運転利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



枇杷島だより

西警察署
枇杷島交番
052-531-0110



契約は納得してから！

生活経済事犯被害の未然防止対策の推進

「絶対に儲かります」などと甘い言葉で勧誘し、未公開株や社債の取引、ファンドへの出資等の名目で高額な金を振り込ませ、配当がないばかりか、実際には投資の運用実態すらないといった詐欺的な被害が増加しています。その被害金額も、高額化の傾向にあります。悪質商法の手口は、年々巧妙になってきており、こうした被害に遭わないようにするには、皆さん一人一人がしっかりした心構えをもつことが最も大切です。



自転車の青切符制度を悪用した詐欺(サギ)に注意！

全国各地で、警察官を装って自転車利用者に声をかけ交通違反の反則金名目で現金をだまし取る詐欺が発生しています。



交通違反の取締現場で警察官が現金を受け取ることはありません

「現場で支払い」は詐欺(サギ)ですのでその場で110番してください。

枇杷島学区犯罪発生状況

(令和8年1月～4月暫定)

侵入盗	0件
自動車盗	1件
自転車盗	6件
特殊詐欺	0件
万引き	0件



正義の道を行け
未来を切り拓け



採用情報
ウェブページ

